

岐阜県公報

目次

公 示

岐阜県都市計画公聴会の開催

(都市政策課)

ページ
一

号外(二) 平成二十二年二月十九日

公 示

岐阜県都市計画公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、関都市計画区域マスタープラン(整備、開発及び保全の方針)に関する都市計画の変更について、岐阜県都市計画公聴会を開催するので、岐阜県都市計画公聴会規則(昭和四十五年岐阜県規則第五十九号)第三条の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年二月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 日時及び場所

区都市計画 域	日 時	場 所	関 係 市
関	平成二十二年三月十四日 (日)午後一時から	関市若草通二丁目一 番地 わかさプラザ学習 情報館一階多目的水 ール	関 市

二 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案の概要
別記のとおり

三 都市計画の案の閲覧場所及び閲覧期間

1 閲覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課において閲覧に供するほか、関市建設部都市計画課において閲覧に供する。

2 閲覧期間

平成二十二年二月十九日(金)から同年三月五日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前九時から午後五時まで

四 公述の申出方法

1 公聴会において意見を述べようとする者は、平成二十二年三月五日(金)までに千五 八五七 岐阜市数田南二丁目一番一号 岐阜県都市建設部都市政策課へ公述申出書を一部提出すること。なお、郵送により提出する場合は、期限までに必着のこと。

2 公述申出書の提出は、持参又は郵送によるものとし、ファクシミリ及び電子メールによる提出は認めない。

3 公述の内容は、都市計画の範囲とする。

4 公述人の数は十名以内とする。公述の申出が十名を超える場合は、公述を申し出た者のうち意見の趣旨を同じくする者の中からそれぞれ抽選を行い、公聴会において意見を述べる者を選定の上、公聴会前日までに本人に通知する。

五 公聴会に関する問い合わせ先

岐阜県都市建設部都市政策課(電話〇五八 二七二 一一一 内線三七五五)又は関市建設部都市計画課

六 その他

公述申出書の提出期限までに公述の申出がない場合には、公聴会を開催しない。公聴会を開催しない場合には、その旨を県ホームページに掲載する。

公述人の陳述の要旨は県ホームページに掲載する。

別記一

一 都市計画の目標

本区域においては、緑豊かなすぐれた自然と調和しながら、地域資源として活用を図り、活力ある都市の発展を目指すものとして、将来都市像を「水と緑の交流文化都市」、基本理念を「改革と協働で築く自立のまち」とし、この実現に向けた都市づくりの目標を次のとおり示す。

- 1 みんなで、手をとりあい、いきいき暮らせるまち
- 2 行きかい、ふれあい、つながりが生まれるまち
- 3 伝統のわざと新しい技術が織りなす力強い産業のまち
- 4 人と地球が共生できる安全・安心で快適なまち

5 郷土を誇りに思い、豊かな心と志を持つ市民が育つまち

6 改革と協働(行政目線から市民目線、管理から経営への転換)

二 地域ごとの市街地像(まちづくりのイメージ)

本区域を次のとおり区分し、地域ごとに目指すべきまちづくりのイメージを示す。

地 域 区 分	お お む ね の 位 置	目 指 す べ き ま ち づ くり の イ メ ー ジ
中心市街地ゾーン	本区域のほぼ中央に位置する地域	楽しんで抜ける、にぎわいのあるまちづくり
周辺市街地ゾーン	環状道路と津保川に囲まれたエリア	快適で住み良いまちづくり
新産業交流拠点ゾーン	市街地郊外北部の(都)東海環状自動車道周辺	中濃圏域をけん引する活力あるまちづくり
自然環境地ゾーン	清流長良川と津保川、武儀川を囲む地域	自然とふれあい、自然を大切にするまちづくり
森林・農業・集落地ゾーン	市街地外の地区	豊かな自然とゆとりあるくらしのまちづくり

三 区域区分(市街化区域と市街化調整区域)の決定の有無

本区域では、次の理由により区域区分を定めない。

1 本区域内において今後の住宅需要は現行市街地内で収容可能であり、地形的にも市街地が面的に拡大する可能性は低いと考えられること。また、商業・工業の業況は減少傾向にあり、新たな企業誘致及び工場等の立地については、関テクノハイランドや今後整備される工業団地で対応可能であること。

2 人口は郊外部へ流出しているが、流出人口が郊外部の土地利用に大きな影響を及ぼすことはなく、また、市街地内の道路、下水道等の基盤整備は計画的に進められており、良好な環境を有するコンパクトな市街地を形成することが可能であること。

3 市街地内の緑地は都市計画公園・風致地区として整備・保全されていること。また、市街地外の丘陵地等での開発も沈静化しており、自然的環境が喪失する可能性は低いと考えられること。

四 主要な都市計画の決定の方針

1 土地利用に関する方針

(一) 住居系

- (1) 幹線道路沿道の後背地や市街地の東西端、郊外の飛び市街地における住居系市街地では、専用住宅地として良好な居住環境の維持・向上を図る。
- (2) 中心市街地外縁部や東海北陸自動車道周辺部、東海北陸自動車道関インターチェンジ周辺の準工業地域については、都市基盤整備とあわせて住居系へ用途転換し、住工の分離、用途の純化を図ることにより、住宅地としての良好な居住環境を形成する。
- (3) 外の都市計画道路整備に伴い、基盤整備が必要な既存集落地や一体的・計画的な住宅地開発については、住居系用途地域の指定を行い、専用住宅地として良好な居住環境の形成を促進する。

(二) 商業系

- (1) 本町通り・大門町通り沿いを中心商業地として位置付け、市街地の整備改善と商業の活性化を総合的・一体的に進める。
- (2) (都) 藤谷山王線や(都) 一本木岩下線等の幹線道路沿道については、沿道商業地として位置付け、車利用に対応した商業施設の立地を促すとともに、歩行者空間の確保・沿道景観の向上を図る。
- (3) 本町通り・大門町通りの沿道後背地を住居共存地として位置付け、商業にぎわいと良好な居住環境が共存する空間形成を図る。
- (4) 倉知地区の大規模集客施設周辺を大規模集客施設立地エリアとして位置付け、周辺の交通・環境に配慮する。

(三) 工業系

- (1) 小瀬工業団地及び関工業団地は、既に基盤が整備された工業・流通地として工業団地の生産・流通機能の維持を図る。
- (2) 関テクノハイランドや計画中の複合団地整備事業構想、(仮称)池尻・笠神地区工業団地構想等を新たな産業交流拠点として、新しい工業・流通施設の立地・誘導を図る。
- (3) 準工業地域については、できるだけ土地利用の純化を進めるが、東海北陸自動車道沿いの一部は住工共存地として、居住環境の改善と地場産業機能の維持・強化を図る。

(四) 緑地等

- (1) 中心市街地における独立峰である安椋山、梅竜寺山及び一ツ山は、良好かつ特徴的な景観要素であり、風致地区及び都市計画公園として、その環境及び景観の維持・保全を図る。
- (2) 長良川、津保川及び武儀川については、その美しい水質を維持するため、流域の緑地等の積極的保全を図るとともに、自転車道及び親水空間の整備を進める。
- (3) 津保川・武儀川沿い、奥長良川県立自然公園地域内及び周辺に位置する優良な集団農地については、将来も良好な生産の場、水源涵養の場としてその保全を図る。
- (4) 本区域北部に位置する自然環境保全地域及び南部に位置するふどうの森については、今までもの地域指定と生活環境保全林を維持することにより、水源涵養などの公共的機能の維持・保全を図る。

(五) その他

- (1) 集約型都市構造の実現に向け、原則として白地地域での開発は抑制する。ただし、開発許可基準に適合するもののほか、周辺の自然環境や営農環境等との調和への配慮がされ、農林漁業に関する土地利用との調整を図った上で、計画的な都市的土地利用の実現を目的とする開発は許容する。
- (2) 倉知地区の大規模集客施設立地エリア周辺、市役所の東側、市街化の進む小屋名地区、下有知東南地区の土地区画整理事業予定地区、(仮称)池尻・笠神地区工業団地構想地区及び関テクノハイランド周辺の新規工業地等については用途地域の指定を検討する。

2 都市施設の整備に関する方針

(一) 交通施設

- (1) 市街地を中心とした放射・環状の都市骨格軸の整備を進める。また、中心市街地のにぎわい交流拠点と文化交流拠点及び新産業交流拠点をネットワークする骨格道路の整備を進め、交流の促進、住民の生活利便性の向上を図る。
- (2) 自動車交通と公共交通(鉄道・バス)の長所・短所に着目し、適切に機能分担する必要があるため、各々の連携を含めた検討を進める。
- (3) 都市計画道路は、将来の交通政策や総合的なまちづくりの観点を踏まえ、都市計画決定後何十年も整備が進まない路線や整備効果が期待できない路線等について、住民参加を含めて整備の見直しを図る。

(4) 道路整備においては、地域の美しさや自然環境への影響に配慮し、歩く人にやさしい道づくりを進める。

(5) 広域的な都市間の交流・連携を進めるため、(都)東海環状自動車道の活用を図るとともに、周辺市町村との連携を強化し、住民の利便性を高めるための道路整備を図る。

(6) 住民の足としての鉄道の維持及び利便性の向上を図る。

(7) 住民の利便性向上のため、交通の結節点などを中心として駐車場・駐輪場の確保を図る。

(二) 下水道及び河川

(1) 下水道事業を特定環境保全公共下水道や農業集落排水等と調整した上で推進し、全区域下水道化・全世帯水洗化を目指す。また、市街地内の浸水被害を防止・抑制するために、公共下水道による雨水渠の整備を進め、安全な市街地形成を図る。

(2) 治水整備にあたっては河川整備のみならず、流域のもつ保水・遊水機能の適切な保全を併せて推進する。

3 市街地開発事業に関する方針

(一) 中心市街地の「にぎわい交流拠点」においては、歩行者動線等の整備により、楽しんで歩ける魅力ある中心市街地の形成を目指す。

(二) (都)東海環状自動車道の整備インパクトを活用する「新産業交流拠点」においては、関テクノハイランドに加え、複合団地整備事業構想や(仮称)池尻・笠神地区工業団地構想を促進する。

(三) 市街地内で未利用地が残る地区では、土地区画整理事業を推進し、安全でゆとりのある市街地環境の形成を図る。また、土地区画整理事業にあわせ地区計画を適用することにより、事業目的に沿った土地利用や建築行為の誘導を図る。

4 自然的環境の整備又は保全に関する方針

(一) 環境軸である長良川・津保川・武儀川の良好な水質を保全するため、周辺緑地の保全・開発のコントロール強化を図る。また、貴重な環境学習の場として、ウォーターフロントパーク・自転車道といった水に親しめる空間を整備する。

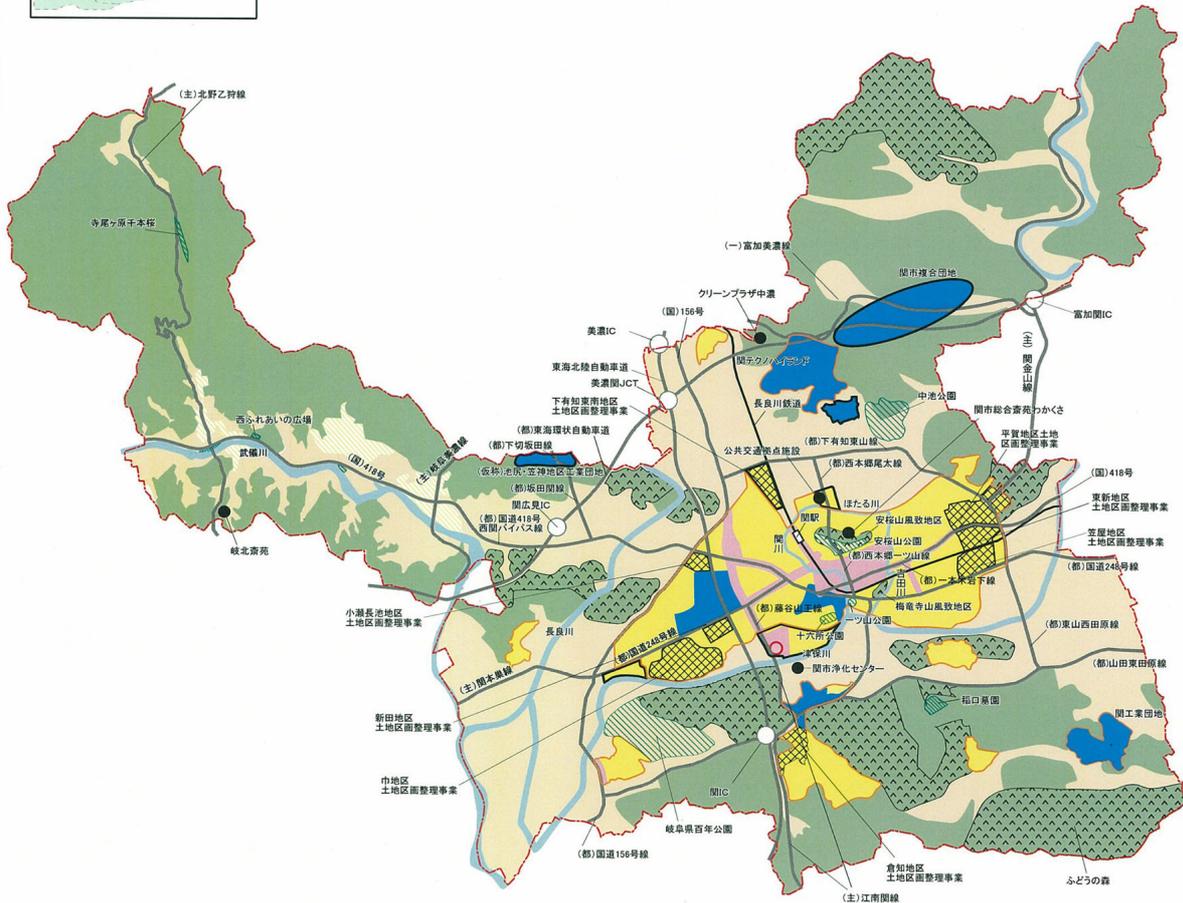
(二) 市街地周辺に位置する水と緑の資源については、現在の土地利用規制を維持するとともに、必要に応じて新たな土地利用の規制誘導方を適用し、自然環境や景観の保全を図る。

(三) 道路や公共施設等の緑化に加え、特に市街地における民有地緑化を奨励する。また、市街地郊外においても、市民の意向や協力を踏まえ、積極的に民有緑地の確保に努める。

五 「四 主要な都市計画の決定の方針」に基づき、主な土地利用、都市施設及び市街地開発事業のおおむねの位置を示す図面は、総括図のとおりとする。



関都市計画区域 総括図



都市計画区域境界	住居系	市街地開発事業
市街地(用途地域)	商業系	● その他の主要な都市施設
市街地(用途地域予定)	工業系	○ 大規模集客施設立地エリア
主要な道路	住居系(市街地外)	
鉄道	特別緑地保全地区・風致地区	
主要な河川	農地・農落池	
主要な公園・緑地等	森林地	

注) 大規模集客施設は、大規模集客施設立地エリアに位置づけられていない箇所でも、以下の場合には立地可能です。
 ・現状で商業地域、近隣商業地域又は準工業地域に指定されている場合(特別用途地区等により制限されている場合を除く)
 ・個別に広域調整手続きを行い、都市計画を決定又は変更した場合

別記二

公述申出書

平成22年2月19日付けで岐阜県公報に登載された関都市計画区域マスタープランの都市計画決定案（素案）について、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

岐阜県知事 古田 肇 様

公述申出人

住 所

(ふりがな)

氏 名

TEL

印

意見の要旨及びその理由

- (注) 1 用紙はA4判の大きさとしてください。
 2 意見の要旨とその理由を区分して記載してください。

平成二十二年二月十九日発行

発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号

編 集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三 一 岐阜文芸社